

# 第 1 回大郷町総合教育会議 会議録

日時：平成 27 年 6 月 24 日（水）

午後 1 時 30 分～

場所：大郷町役場 3 階第 3 委員会室

## 【出席者】

（教育委員会）

大友教育長・熊谷教育委員長・武田教育委員長職務代行者・武藤教育委員・高橋教育委員・浅野教育課長

（町長部局）

赤間町長・佐々木総務課長・伊藤補佐

【欠席者】なし

1. 開 会 （13：28）佐々木総務課長

2. あいさつ 赤間町長  
（省略）

3. 議 題

※第 1 回開催であることから、総務課長が進行することについて了解いただく。

（1）総合教育会議について

（2）総合教育会議運営規則（案）について

事 務 局 資料 1～3 により、(1) (2) の法改正内容、会議の内容、運営規則（案）について説明。

進 行 質疑をお願いします。

浅野課長 運営規則（案）第 2 条について、組織メンバーが「町長及び教育委員」となっているが、教育行政法の改正により、教育長と教育委員を区別していることから、教育長を追記したほうがいいのではないかと。

事 務 局 法改正の内容を踏まえ、組織構成について検討したい。

進 行 その他については、原案どおりでよろしいかと。

全 員 異議なし。

（3）教育大綱の策定について

(4) 今後のスケジュールについて

- 事務局 資料4により、(3)(4)について説明  
進行 質疑をお願いします。
- 武田代行 大綱の対象期間の2~3年の理由は何か。  
大友教育長 目標の設定期間ということではないか。  
浅野課長 首長の在任期間の関係もあると思う。  
熊谷委員長 県においても大綱をつくっているのか。  
事務局 県でも会議を開催し、大綱作成を進めている。  
武田代行 この結果や大綱の公開の方法は。ブログなどを見ていると他の市町村  
について掲載されているようだが。町の活性化は教育からといった町長  
の方針もあり、このような情報発信は有効的と考えられる。
- 事務局 町のホームページを予定している。また、大郷町では教育基本計画を  
策定していない。教育基本計画があればそれを土台として、大綱を策定  
できるが、新たにつくる必要がある。今後のスケジュールとしては第2  
回会議を9月としているが、あくまで予定であることをご了解いただき  
たい。
- 武藤委員 この会議の今後の開催予定は。  
事務局 毎年開催を予定しているが、時期は随時と考えている。

4. その他 質疑、意見等なし

5. 閉会 (14:10)

# 第1回大郷町総合教育会議

日 時 平成27年6月24日（水）  
午後1時30分  
場 所 役場3階第3委員会室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
  - (1) 総合教育会議について
  - (2) 総合教育会議運営規則（案）について
  - (3) 教育大綱の策定について
  - (4) 今後のスケジュールについて
- 4 そ の 他

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

## 第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(大綱の策定等) **【法改正により新設】**

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議) **【法改正により新設】**

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 《 参 考 》

### ■教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

### ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方教協団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

(ほか19号まで)

## 「大郷町総合教育会議」について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が一部改正（平成 26 年 6 月成立、平成 27 年 4 月施行）され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとされた。また、大綱の策定に関する協議等を行うため、「総合教育会議」を設けることとされた。

### 1 総合教育会議の位置づけ

総合教育会議は、町長及び教育委員会の協議及び調整の場であり、それぞれの職務において執行権限を与えるものではない。

### 2 構 成 員 町長及び教育委員会（法第 1 条の 4 第 2 項）

### 3 設置時期 平成 27 年 4 月

### 4 運営規則 会議の運営について規則で定める（別紙運営規則（案）参照） （法第 1 条の 4 第 9 項）

### 5 協議・調整事項

#### （1）大綱の策定

#### （2）教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

#### （3）児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

### 6 会議運営

#### （1）町長が招集（教育委員会の要請による開催も可）

#### （2）会議は原則公開（内容により会議において非公開決定もできる）

#### （3）議事録を作成し公表する（非公開の場合を除く）

## 大郷町総合教育会議運営規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づく大郷町総合教育会議（以下「教育会議」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 教育会議は、町長及び教育委員をもって組織する。

（議長及び副議長）

第3条 教育会議に議長及び副議長を置き、それぞれ町長及び教育長がこれにあたる。

2 議長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副議長は、議長事故あるとき、又は議長が欠けたときその職務を代理する。

（会議）

第4条 教育会議は、町長が招集する。ただし、教育委員会がその権限に属する事務に関して協議が必要と思料するときは、町長に対し教育会議の招集を求めることができる。

2 教育会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 教育会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 教育会議は、原則公開とする。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの規定に基づき、会議が非公開とすることに決定した事案については、公開しないことができる。

5 町長は、教育会議の終了後、その要旨を記載した議事録を調製し公表するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第5条 教育会議の構成員たる教育委員には、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額並びに支給方法については、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第7号）の定めるところによる。

（庶務）

第6条 教育会議の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか教育会議の運営に関し必要な事項は、教育会議において別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 「大郷町教育大綱」の策定について

- 1 教育大綱の位置づけ 法による位置づけ（法第1条の3）資料1参照
- 2 大綱の定義
  - (1) 大綱は教育行政に関する総合的な施策の目標や根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策についてまでの策定は求められていない。
  - (2) 大綱の対象期間は2～3年程度（宮城県は27・28年度）
  - (3) 大綱記載事項を含め、教育委員会の所管事務は、自らの権限と責任において、管理、執行すべきものとされ、執行権限を首長にあたえたものではないもの。
- 3 大綱の体系（案）
  - (1) 予算、条例等、町長の有する権限に係わる事項の根本となる方針
  - (2) 町教育基本方針や町総合計画等を参酌した内容
- 4 今後のスケジュール
  - ・6月～8月 大綱（案）の調製
  - ・9月 大綱（案）の協議（第2回総合教育会議）  
大綱の決定